



兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL : 078-341-6745  
FAX : 078-351-3185  
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

## 副読本『世界と日本』購入強制問題

# 教科会議ぬきに副読本は決定できない！ 高教組は要求書提出 学校の判断を尊重せよ

県教委の作成した副読本『世界と日本』をめぐって、学校現場は混乱しています。県教委は、3月3日に高校教育課長名で「副読本『世界と日本』の活用について」を発出しました。高教組に対して校長会を通じて生徒に購入して使用するよう「強いお願い」をしたと説明しています。これは県教委自ら「強制する権限はない」ということを認めたものです。ところが、3月6日までに購入申込書を提出するように命じています。一部の学校では、校長が教員に十分な説明も了解もないまま生徒の購入を強要しようとしています。

高教組は、3月5日に県教委に購入を強制しないこと、拙速な導入をやめて再検討すること、の二点の内容の要求書を提出しました。県教委は学校の判断を尊重すべきです。

### 《問題点》

1. 県教委が、教材選定や使用を学校に強要していること  
教科書や副読本、教材選定は、生徒や学校の実態を考慮して学校で選定し使用るべきものであること  
教育内容への介入は許されません
2. 生徒に購入させることを強要していること  
県教委が保護者宛にお願いの文書まで出していることは異常な事態です  
本来県費で各学校へ配布し、自主的に活用できるようにするべきものです
3. 見本本も出来ていないのに拙速すぎること  
教科の先生や学校現場が内容も検討しないで判断することはできません  
少なくとも来年度の導入は見送り、活用方法も再検討すべきです。

## 副読本「世界と日本」の活用についての要求書

2014年3月5日

日頃より兵庫の教育の発展にご努力いただいていることに敬意を表します。

さて、県教委は、高校教育課長名で「副読本『世界と日本』の活用について」、教育委員会名で「副読本『世界と日本』について」を発出しました。このことにより一部の学校では、校長が教員の十分な検討もないまま生徒の購入を強要しようとしています。そもそも、県教委や校長には、副読本の使用を教科に強要したり、ましてや生徒に強制購入させる権限などないはずです。しかも、「世界と日本」が県教委によって作成されたことをもって、各校の副読本としてふさわしいという保証はどこにもありません。他の副教材や地域に根ざした自主教材をもって代替することも十分可能なのです。

私たちは、県教委が副教材を作成することを否定するものではありません。しかし、その際には公費で作成し各学校に配布し、教員が自主的に活用できる形態にすべきです。もし、生徒に購入させるのであれば民間企業が作成した副読本と同様の扱いとすべきです。見本本も各学校に送付せず、教員が内容の検討もできないままその採用と生徒の購入を強要するなど許されないことです。

私たちは、教育行政の本来の責務は教育条件整備にあり、教育課程の編成権は各学校にあることをふまえ下記の事項を要求します。

### 記

1. 副読本「世界と日本」の購入を各学校に強制しないこと。
2. 副読本の拙速な導入をやめて再検討すること。

## 教員免許状の確認について

大阪府で教員免許状偽造が発覚したことに端を発し、3月3日に県教委は県立学校長宛に全教員を対象に教育職員免許状の原本確認をお願いする文書を発出しました。その文書の「確認上の留意点」の対象者の項目の「注」で下記のように記しています。

- (注1) 教員免許状管理簿作成時に「原本等」により確認して免許状の整理を行ったものについては、「原本等確認完了」の扱いとする。  
 (注2) 平成21年度以降に免許更新(免除、延期)済みの者も「原本等確認完了」の扱いとする。

以上のことから、免許更新した人や管理簿作成時に原本を確認した人は、今回あらためて原本確認する必要がないということです。